

第90号議案

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例（平成21年島根県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県地域活性化・経済対策調整基金条例

第1条中「生活対策（平成20年10月30日に政府により発表された経済対策をいう。）」を「経済対策」に、「島根県地域活性化・生活対策臨時基金」を「島根県地域活性化・経済対策調整基金」に改める。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（経理）

第3条 基金の経理は、積み立てた資金の財源ごとに知事が定めるところにより区分して行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。